

行方市学校給食センター給食調理業務委託
プロポーザル方式実施要項

令和8年6月

行方市

行方市学校給食センター給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

行方市では、児童生徒等の心身の健全な発達を図るため、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供できるように努めている。平成21年4月から、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性など総合的に判断した結果、よりよい学校給食を提供できるよう民間のノウハウや専門性、柔軟性を生かした給食調理業務を委託している。

本実施要領は、調理業務受託者の選定・決定に当たり、業務運営における高い提案を求め、安全安心な給食を提供できる最も適した業者を決定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 行方市学校給食センター給食調理業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「行方市学校給食センター給食調理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委 託 期 間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで(3年間)
- (4) 委 託 場 所 行方市立麻生学校給食センター(行方市島並 1285)
行方市立北浦学校給食センター(行方市内宿 738 番地1)
- (5) 契約上限額 360,037,000 円(消費税及び地方消費税を除く。)

3 応募資格要件

- (1) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童、生徒のために安全な学校給食の調理等を実施できる者とする。
- (2) 本委託業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財務能力を有していなければならない。
- (3) 行方市の競争入札参加資格登録業者であること。

4 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てが行われた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者は、この限りではない。
- (3) 国税、県税及び地方税を滞納している者

- (4) 過去3年以内に食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定による営業停止の処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合は除く。
- (5) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して2年を経過していない者
- (6) 暴力団である者又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年間を経過していない者及びその統制化にある者が含まれている事業者

5 応募書類等の公表

募集要項等の交付を次のとおり行います。また市のホームページにおいても、同日から本募集要項等を公表します。

- ① 公表方法 行方市ホームページ
※必要書類は、行方市ホームページよりダウンロードすること。
- ② 公表期間 令和8年6月15日(月)～令和8年7月3日(金)
- ③ 公表資料
 - a 募集要項
 - b 仕様書
 - c 様式集
 - d その他の資料(献立表ほか)

6 提出書類

※提出書類の内、副本5部については資料文中などすべてについて事業所名をマスキング処理するなど確実に消し、社員の顔写真や氏名等、事業者を特定できるような情報については、一切載せないでください。

NO	書類名	提出部数
1	様式1(プロポーザル参加申込書)	1部
2	様式2(学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書)	原本1部 副本5部
3	様式3(衛生管理に関する提案書)	原本1部 副本5部
4	様式4(危機管理体制に関する提案書)	原本1部 副本5部
5	様式5(実務実施体制に関する提案書)	原本1部 副本5部
6	様式6(教育・研修体制及び人員管理能力に関する提案書)	原本1部 副本5部

7	様式 7(実務実績に関する提案書)	原本 1 部 副本 5 部
8	様式 8(提案見積書)	1 部
9	様式 9(提案見積に係る積算内訳書)※センターごとに作成願います。	1 部
10	様式10(欠格事項確認書)	1 部
11	定款、寄付行為、規約、その他これに類する書類(写)	1 部
12	登記事項証明書(全部事項証明書)	1 部
13	納税証明書(国税・県税・市税)	1 部
14	団体の経営状況を証明する書類(直近2か年の財務諸表)貸借対照表、損益計算書(又は収支計算書)、財産目録、事業報告書	1 部
15	暴力団等の排除に関する誓約書	1 部

提出書類の書式等

- ア 提出書類等は、A4判用紙(片面印刷)、横書き、左綴じを基本とします。複数ページにわたるものはページ番号を付けること。各様式の枚数制限内にて、評価項目について記載すること。
- イ 見積額が、契約上限額 360,037,000 円(消費税及び地方消費税を除く。)を超える、又は異常に少額である場合は、本委託事業に適正な履行に支障があると判断し、失格することがあります。
- ウ 提案見積書(様式7)、提案見積に係る積算内訳書(様式8)の委託料は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載し、封筒に入れ、提案する業務名を封筒の表に記載したのち、封の裏に会社印(上下)を押印し提出してください。
「行方市学校給食センター給食調理業務委託提案書(提案者の名称)」
※封筒の規格は指定しません。
- エ 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

提出場所 〒311-1705
茨城県行方市内宿 738 番地 1
行方市立北浦学校給食センター

提出期限 令和 8 年 8 月12日(水)まで(土・日・祝日を除く)
午前 9 時～午後 5 時まで

※留意事項 参加資格基準日は、プロポーザル参加申込書の提出日とします。
ただし、その後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とします。

- ア 参加事業者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって実施要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 応募に関して必要な経費は、参加事業者の負担とします。
- ウ 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属しますが、本市が必要とする場合は、書類の内容を無償で使用できるものとします。
- エ 提出された書類は、その理由のいかんに関わらず返却しません。また、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容の聞き取りを行うことがあります。

7 日程

- (1) 事業者募集公告 令和8年6月15日(月)～令和8年7月 3日(金)
- (2) 施設見学会 令和8年7月17日(金)
- (3) 質問書の提出期間 令和8年7月17日(金)～令和8年7月24日(金)
- (4) 質問回答 令和8年7月28日(火)
- (5) 応募書類受付期間 令和8年7月29日(水)～令和8年8月12日(水)
- (6) 一次審査結果通知 令和8年8月18日(火)
- (7) 二次審査 令和8年8月28日(金)
- (8) 選定結果通知 令和8年9月上旬

8 施設見学会について

- (1) 開催日 令和8年7月17日(金)
- (2) 開催時間・場所 13:15～14:15 北浦給食センター(受付開始 13:00)
15:00～16:00 麻生給食センター(受付開始 14:45)

(3) 留意事項

- ア 施設見学会希望者は、令和8年7月15日(水)午後5時までに、件名を「施設見学会参加希望」とし、法人名、参加者氏名及び参加人数を、行方市立北浦学校給食センターへEメールにて連絡してください。

Eメール name-kkyusen@city.namegata.lg.jp

- イ 参加人数は、1事業者につき3名までとします。
- ウ 施設見学会では、実施要項等は配布しないので、各自用意してください。また、質問は、当日受け付けません。(事項9 質疑 参照)
- エ 施設見学会に不参加の事業者は、応募することはできません。
- オ 施設見学会に参加する場合は、2週間以内に発行された人数分の細菌検査結果の原本またはコピーを持参すること。また、白衣、帽子、靴は各自用意すること。

9 質疑

実施要項・施設等に関する質問は、令和 8 年 7 月 17 日(金)～令和 8 年 7 月 24 日(金)までに、業務委託に関する質問書(様式 11)に質問内容を記載し、郵送、FAX、または、Eメールにより、行方市立北浦学校給食センターまでお願いします。

なお、質問に対する回答は、Eメールにて回答します。

10 審査

行方市学校給食センター調理業務等公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、以下のとおり審査を行い、総合的に優れた事業者を選定する。

(1) 第 1 次選考審査(書類審査)

- ① 応募事業者が 4 者以上の場合は、提案書等により書類審査を行い、第 2 次選考審査に参加する 3 者を選定する。
- ② 審査結果を書面により通知する。なお、選定された事業者のみ第 2 次選考審査を実施する旨を書面により通知する。

(2) 第 2 次選考審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

- ① 事前に提出された提案書に沿ったプレゼンテーションとする。資料の追加は認めない。
- ② 第 1 次審査により選定された応募事業者がプレゼンテーションを行い、評価項目の審査をする。
- ③ プレゼンテーションの概要
 - 日時:令和 8 年 8 月 28 日(金)午後 2 時から
 - 場所:行方市北浦庁舎 2 階第 2 会議室(茨城県行方市山田 2564 番地 10)
 - 電話:0291-35-2111(北浦庁舎代表番号)
 - 所要時間:30分程度とする。
(プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度)
 - 出席者:3 名までとする。ただし、現職の調理員等は不可とする。
 - 機器等:プロジェクター、スクリーンは、当市で用意するが、必要な機材(PC 等)は提案者が準備するものとする。
 - 順番:審査を行う順番は、提出書類の受付順とする。

2. 評価基準

(1) 第 1 次選考審査基準

- ① 提出書類はすべて揃っているか。
- ② 提出見積額は公募提示額を下回っているか。
- ③ 参加資格要件を全て満たしているか。

④ 参加制限に抵触する項目はないか。

(2) 第2次選考審査基準

提案書及びプレゼンテーションの評価項目、評価基準及び配点については、下記のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
学校給食に対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の一環としての学校給食の意義や目的の理解について ・会社の運営方針や取組む姿勢等、受託者としての考え方 	10
衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理に関する考え方や内容 ・事業者が有している独自の基準やマニュアル、衛生管理に関する指導・報告・管理体制 ・調理従業者等の健康管理体制 	20
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理業務における危機分析ができ、緊急時迅速な対応が取れるか ・問題発生時(異物混入、食中毒、食物アレルギー等)の対応策及び管理体制 	20
実務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者等の配置(経験豊富かつ資格を有した者を配置できるか) ・配置人員及び組織体制(業務の指揮、命令系統) ・人員要件に関連し必要な能力・適性がある者を従事させられるか ・配置者の資格や経験内容等有能な人材を多く確保するためのノウハウが構築されているか ・調理従事者の休暇等における確実な代替者確保体制 ・長期雇用させるための工夫(勤務体制) ・調理作業計画(調理指示書をもとに、作業工程表・作業動線図等を用いて示すこと) 	20
教育・研修体制及び人員管理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・調理業務の安全・衛生や調理技術の向上に関する教育・研修体制 ・受託決定から業務開始までの研修計画 ・調理従事者に対する必要に応じた改善指導プロセス ・チームビルディング・離職防止策について 	10
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理業務受託実績(業務規模や期間) 	10
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額の内訳 	10

(3) その他

- ① 審査結果は、応募事業者には文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 提案者が1者となった場合でもプレゼンテーション審査を行う。

11 失格事由

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格する。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式、指定ページ数及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に提出見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 施設見学会に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たものその他選定結果に影響を与えるような不誠実行為を行ったもの
- (6) 提出見積書の金額が、【2 業務概要 (5) 契約上限額】を超過したもの

12 契約に関する事項

- (1) 市は、申請委員会の審査結果を踏まえて、一次審査と二次審査での合計評価点が最も高い応募事業者を、契約候補者とし、契約の交渉を行う。
- (2) 業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により、提案書等の記載内容を修正・変更する場合がある。
- (3) 契約候補者と行方市契約事務取扱規程に基づき契約を締結することとし、契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次者と契約締結に向けた交渉を行う。

13 問い合わせ先

行方市教育委員会 学校教育課

行方市立北浦学校給食センター

〒311-1705 茨城県行方市内宿 738 番地 1

電話番号 0291-35-2581

FAX 番号 0291-35-2589

Eメール name-kkyusen@city.namegata.lg.jp

ホームページ <http://www.city.namegata.ibaraki.jp>

様式1

行方市学校給食センター給食調理業務委託プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

行方市長様

提出者
住所
商号又は名称
代表者

㊞

連絡先
(電話・ファックス・Eメール等)
担当者

行方市学校給食センター給食調理業務委託プロポーザルに参加したいので、次の関係書類を添えて申し込みます。

記

1 関係書類

No.	書類名	提出部数
1	様式2 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書	原本1 副本5
2	様式3 衛生管理に関する提案書	同上
3	様式4 危機管理体制に関する提案書	同上
4	様式5 実務実施体制に関する提案書	同上
5	様式6 教育・研修体制及び人員管理能力に関する提案書	同上
6	様式7 業務実績に関する提案書	同上
7	様式8 提案見積書	原本1
8	様式9 提案見積に係る積算内訳書	同上
9	様式10 欠格事項確認書	同上
10	定款、寄附行為、規約その他これに類する書類(写)	同上
11	登記事項証明書(全部事項証明)	同上
12	納税証明書(国税・県税・市税)	同上
13	団体の経営状況を証明する書類(直近2か年の財務諸表) 貸借対照表、損益計算書(又は収支計算書)財産目録、事業報告書	同上
14	事業者の概要・給食又は大量調理の実績が分かるもの	原本1 副本5
15	暴力団等の排除に関する誓約書	原本1

様式2

学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書

学校給食の調理業務を受託する上で、安全な学校給食を提供するための基本的な考え方、業務の運営方針等について具体的に記入してください。

(A4サイズ・片面2ページ以内)

- 1 教育の一環としての学校給食の意義や目的の理解について(安全・安心でおいしい給食を提供するための理念・方針等、食育に関する学校給食の役割なども踏まえて)
- 2 学校給食調理業務を受託する上での会社の運営方針や取組姿勢など、受託事業者としての考え方

様式4

危機管理体制に関する提案書

学校給食に対する基本的な考え方に対する提案を確保するために、基本となる危機管理体制に関する考え方を記入してください。

(A4サイズ・片面3ページ以内)

- ・学校給食調理業務における危機分析ができ、緊急時迅速な対応が取れるか
- ・問題発生時(異物混入、食中毒、食物アレルギー等)の対応策及び管理体制について

様式5

実務実施体制に関する提案書

学校給食に対する基本的な考え方に対する提案を確保するため、業務のスムーズな遂行と生産性の向上を目指し、調理従事者の配置に関し、有資格者の確保や職員の適正な配置体制の構築について具体的に記入してください。

(A4 サイズ・片面3ページ以内。その内容には作業工程表や作業動線図は含めない。

なお、作業工程表および作業動線図については、提案書とは別に作成してください。)

- ・業務責任者等の配置(経験豊富かつ資格を有した者を配置できるか)
- ・配置人員及び組織体制(業務の指揮、命令系統)
- ・人員要件に関連し必要な能力・適性がある者を従事させられるか
- ・配置者の資格や経験内容等有能な人材を多く確保するためのノウハウが構築されているか
- ・調理従事者の休暇等における確実な代替者確保体制
- ・長期雇用させるための工夫(勤務体制)
- ・調理作業計画:調理指示書をもとに、作業工程表・作業動線図等を用いて示すこと
(北浦センター作業動線図を使用する)

様式 6

教育・研修体制及び人員管理能力に関する提案書

学校給食に対する基本的な考え方に対する提案を確保するために、調理従事者に対する安全衛生や調理技術の向上に関する教育をどのように行うか、具体的に記入してください。

(A4 サイズ・片面2ページ以内)

<ul style="list-style-type: none">・調理業務の安全・衛生や調理技術の向上に関する教育・研修体制・受託決定から業務開始までの研修計画・調理従事者に対する必要に応じた改善指導プロセス・チームビルディング・離職防止策について

様式7

業務実績に関する提案書

学校給食センター方式調理等業務実績について、具体的に記入してください。

(任意様式・2ページ以内)

・学校給食センター方式調理等業務実績

様式8

提 案 見 積 書

学校給食調理等業務について、令和9年度から令和11年度まで同一業務を引き続き行うことを積算条件として、次のとおり提案見積書を提出いたします。

なお、年度ごとの内訳は、別添積算内訳書のとおりです。

記

提案 見積金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 金額は、消費税及び地方消費税を含まない本体価格とし、金額の先頭に「¥」を記載すること。

※ 金額は、業務履行期間(3年間)の合計金額を記載すること。

令和 年 月 日

住 所

提 案 者 商号又は名称

代 表 者

Ⓜ

行方市長 様

提案見積に係る積算内訳書

商号又は名称

受託希望業務名:行方市学校給食センター給食調理業務委託

※北浦・麻生センター、それぞれに積算してください。

(税抜き:円)

項目	令和9年度		令和10年度		令和11年度		計			説明
	北浦センター	麻生センター	北浦センター	麻生センター	北浦センター	麻生センター	①北浦センター	②麻生センター	①+②	
人件費										
1 責任者										
2 副責任者										
3 業務従事者										
計										
法定福利費										
計										
福利厚生費										
計										
業務管理費等その他										
計										
合計										←この額は提案見積書の金額と一致

※様式は適時追加修正等を行い作成してください。

※記載する金額は、全て税抜きとなります。注意してください。

欠格事項確認書

No.	欠格事項	該当チェック欄
1	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申し立てが行われている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	【はいの場合】 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	国税、県税及び市税を滞納している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	過去3年以内に食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の規定による営業停止の処分を受けた。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	【はいの場合】 当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して2年を経過していない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※該当チェック欄の該当箇所に「レ」でチェックを入れてください。

本書の記載内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。また、本書の記載内容に虚偽がある場合は、参加資格を取り消されても異議ありません。

行方市長 様

提出者
住所
商号又は名称
代表者

㊞

様式11

質 問 書

令和 年 月 日

行 方 市 長 様
(行方市立北浦学校給食センター所長宛)

提 出 者

住 所

商号又は名称

代表者

㊟

連絡先

担当者

学校給食調理業務委託の実施要項及び仕様書に関して、次のとおり質問がありますので
提出いたします。

質問内容	

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

行方市長 様

所在地
商号又は名称
代表者 職・氏名 印
(又は代理人職・氏名 印)

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、公募型プロポーザルへの参加の取り消しなど、行方市の行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

- 1 自社(個人である場合にはその者)又は自社の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)は、次のいずれにも該当することはありません。
 - (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2)暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3)暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (4)自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7)(3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下(1)若しくは(2)に該当する場合には、行方市に契約の解除権及びこれに伴う違約金が生じることを認めます。
 - (1)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1(1)～(7)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (2)自社が、1(1)～(7)のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(2(1)に該当する場合を除く。)に、行方市が自社に対して当該契約の解除を求め、自社がこれに従わなかったとき。